



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 すわ子ども文化ステーション

3 代表者の氏名

矢 野 要 子

4 主たる事務所の所在地

諏訪市大字豊田219番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪市およびその周辺地域のすべての子どもに向けて人間性を育む自主的・創造的・文化的な体験活動を行い、豊かな人づくりと地域社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なでしこ
- 3 代表者の氏名
増 澤 公 子
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪郡下諏訪町社6747番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとするすべての人々が、お互いに協力しあい、住みなれた場所でその人らしい生活を送るために、住民参加で必要な支援を行い誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会をつくることに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 家族問題ケアサポートクォーターニティ

3 代表者の氏名

柳澤理美

4 主たる事務所の所在地

長野市緑町3036番地2

5 定款に記載された目的

本会は、あらゆる暴力から派生する深刻な心理的障害に悩むすべての市民に対し、相談やカウンセリング、セミナーや講演会等の事業を通じて、地域福祉の向上と、暴力のない安全で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

小県郡東部町所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年1月20日

長野県上小地方事務所長 熊井 攻

理 事

新 任

氏 名

住 所

土屋哲男

小県郡東部町新張1263番地5

退 任

氏 名

住 所

保科俣教

小県郡東部町田中80番地

土地改良課

○公 告

平成15年1月7日、須坂市による東畑地区の土地改良事業計画の変更について同意しました。

平成15年1月20日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

土地改良課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県佐久地方事務所長 篠 原 寿 人

1(1) 許 可 番 号

平成14年12月24日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-28号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南佐久郡臼田町大字臼田字上梁田2426、2427、2428、2429-1、2429-2、2430-1、2430-3、2431-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町2-19-4

株式会社しまむら 代表取締役 藤 原 秀次郎

2(1) 許 可 番 号

平成14年12月24日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-33号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南佐久郡臼田町大字臼田字上梁田2407-1、2408-1、2409-2、2410、2411、2412

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南佐久郡臼田町大字臼田80

ホリー-有限会社 取締役 堀 内 幹 夫

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

1 許 可 番 号

平成14年8月7日 長野県上小地方事務所指令14上小地建第11-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小県郡東部町大字鞍掛字上河原9-1、10-1、11-1、37-3、39-1、39-4、42

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手2-7-10

株式会社ジェイエイサービス 代表取締役 間 島 重 隆

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県諏訪地方事務所長 古 坂 和 俊

1 許 可 番 号

平成14年7月29日 長野県諏訪地方事務所指令14諏地建第16-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岡谷市長地字大橋向6236-1、6236-2、6236-3、6236-4、6236-5、6236-6、6236-7、6236-8、6236-9、6236-10、6236-11、6235-1、6235-3、6235-4、6235-5、6235-6、6235-7、6233-11、6233-2、6233-12、6233-13、6233-14、6233-15、6234-12、6234-13、6234-11、字大橋棚畑6240-2、6240-10、6240-1、6240-6、6240-7、6240-8、6240-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市95-4 今井達也

岡谷市長地小萩3-6-9 今井友明

千葉県習志野市袖ヶ浦1-8-14 今井貞視

岡谷市今井1871 高木せい子

岡谷市今井2 今井みとし

岡谷市長地6240-5 増澤正文

岡谷市今井1843 今井一清

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県木曾地方事務所長 望月孝光

1 許可番号

平成14年8月22日 長野県木曾地方事務所指令14木地商第221-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木曾郡開田村大字西野6321-390、6321-1336、6321-1337、6321-1338、6321-1339、6321-1340、6321-1341、6321-1342、6321-1343、6321-1344、6321-1345、6321-1346、6321-1347、6321-1348、6321-1349、6321-1350

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字南長野字幅下692-2

社団法人長野県地域開発公団 理事長 木下順一

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1(1) 許 可 番 号

平成14年12月18日 長野県指令14建第30-19号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字高家6490-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字惣社1032-8 丸 山 修 平

2(1) 許 可 番 号

平成14年11月7日 長野県指令14建第30-21号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科2672-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科3977-1

有限会社飯沼不動産 代表取締役 飯 沼 清 光

3(1) 許 可 番 号

平成14年7月22日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡梓川村大字倭2488-1、2488-2、2488-3、2488-4、2488-5、
2488-6、2489-2、2489-3、2489-6、2489-7、2489-8、2489-9、2489-
10、2489-11、2489-12、2489-13、2489-14、2489-15、2489-16、2489-17、
2489-18、2490-3、2490-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡三郷村大字小倉1960-1

富士開発有限会社 代表取締役 松 岡 富 男

4(1) 許可番号

平成14年12月13日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-12号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡三郷村大字温2790、2791、2792、2793

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都文京区本郷1-32-3

日本勤労者住宅協会 理事長 片山正夫

建築管理課

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年1月20日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

1 許可番号

平成14年8月2日 長野県北信地方事務所指令14北信地建第24-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字江部字砂山402、403、404、425-1、426-1、427-1、428-1、428-2、430、431、432、字西土浮449-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤 公平

建築管理課

○公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行う。

平成15年1月20日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成15年2月26日(水) 午前9時から午後5時まで
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成15年2月25日(火) 午前9時から午後5時まで
	車種追加 (普自二)	平成15年2月25日(火) 午前9時から午後5時まで
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成15年2月26日(水) 午前9時から午後5時まで
	知識・技能 (大型二種、普通二種)	平成15年2月25日(火) 午前9時から午後5時まで
	車種追加 (普自二)	平成15年2月25日(火) 午前9時から午後5時まで

2 審査方法

(1) 技能検定員審査（普通又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。

技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	

教習に関する知識	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書にはる写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成15年2月7日(金)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(ア) 技能検定員審査(普通)	20,500円
(イ) 技能検定員審査(普自二)	14,750円
(ウ) 技能検定員審査(大型二種又は普通二種)	22,050円

イ 教習指導員審査

(ア) 教習指導員審査(普通)	12,150円
(イ) 教習指導員審査(普自二)	9,850円
(ウ) 教習指導員審査(大型二種又は普通二種)	12,550円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。
- (2) 審査手続きについての問い合わせは、長野県警察本部交通部免許課(電話 026-292-2345 内線231)に行うこと。

免 許 課

平成15年(2003年)1月20日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために
NAGANO

思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係
〒380-8570 (県庁専用番号)
長野市大字南長野字幅下692の2
電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています